

7 生活環境

1. 地 域 公 共 交 通
2. 市 民 課 窓 口 処 理 件 数
3. 戸 籍 関 係 の 届 け 出
4. 印 鑑 関 係 の 届 け 出
5. 住 民 基 本 台 帳 の 届 け 出
6. 個人番号カード（マイナンバーカード）
の利用場面（機能）について
7. 登 録 型 本 人 通 知 制 度
8. 国 民 年 金
9. 市 民 相 談
10. 交 通 事 故 発 生 状 況
11. 交 通 指 導 員 配 置
12. 防 犯 灯 設 置 状 況
13. 三 原 市 斎 場
14. 三 原 市 本 郷 斎 場
15. 鷺 浦 火 葬 場
16. 世 羅 三 原 斎 場 組 合
17. 人 権 文 化 セ ン タ ー
18. 明 神 会 館
19. 公 害
20. ご み 処 理
21. し 尿 処 理
22. 環 境 政 策

1. 地域公共交通

平成31年4月1日現在

項 目		内 容																																																										
鉄道		・ J R 山陽新幹線の駅として三原駅， J R 山陽本線及び J R 呉線の駅として，三原駅，本郷駅，糸崎駅，須波駅，安芸幸崎駅がある。																																																										
航路		・ 三原港発の航路はフェリー 1 航路，高速船・旅客船 3 航路があり，市内の佐木島（鷺港，向田港），小佐木島（小佐木港），尾道市の重井港，因島モール港，土生港，沢港，瀬戸田港と連絡している。また，須波港と尾道市の沢港の間をフェリーが 1 航路就航しているほか，尾道駅前と瀬戸田港を連絡する旅客船が佐木島（須ノ上港）を経由している。																																																										
バス	高速バス	・ 高速バスは，リードライナー（広島バスセンター～福山平成大学），ピースライナー（広島バスセンター～甲奴駅前），エトワールセット（三原駅前～東京（新宿駅））の 3 路線が運行している。																																																										
	リムジンバス	・ リムジンバス（広島空港～三原駅前）が運行されており，三原地域，本郷地域にバス停がある。																																																										
	路線バス	・ 運行路線数（リムジンバスを除く）は13路線（※），44系統あり，周辺市町（福山市，尾道市，竹原市，東広島市，世羅町）と連絡する広域バス路線が 4 路線10運行系統ある。その他は地域間および地域内を連絡する路線である。 ・ 運行主体は，芸陽バス，中国バス，鞆鉄道，おのみちバスの 4 社である。 ・ 平成30年度の路線バスにおける 1 日当たりの利用者数は3,311人である。 （※）13路線 <table><thead><tr><th rowspan="2">路線名</th><th rowspan="2">運行主体</th><th colspan="2">運行区間</th></tr><tr><th>起点</th><th>終点</th></tr></thead><tbody><tr><td>頼兼線</td><td>芸陽バス</td><td>三原駅前</td><td>県立広島大学</td></tr><tr><td>田野浦線</td><td>芸陽バス</td><td>三原営業所</td><td>青葉台</td></tr><tr><td>竹原・三原線</td><td>芸陽バス</td><td>三原営業所</td><td>中通</td></tr><tr><td>幸崎線</td><td>芸陽バス</td><td>三原営業所</td><td>久津公民館</td></tr><tr><td>本郷線（2号線経由）</td><td>芸陽バス</td><td>三原営業所</td><td>三原営業所</td></tr><tr><td>本郷線（西野経由）</td><td>芸陽バス</td><td>三原駅前</td><td>本郷駅前</td></tr><tr><td>小泉線</td><td>芸陽バス</td><td>三原営業所</td><td>三原営業所</td></tr><tr><td>徳良線</td><td>芸陽バス</td><td>徳良</td><td>三原営業所</td></tr><tr><td>河内・甲山線</td><td>芸陽バス</td><td>甲山バイパス東口</td><td>河内駅前</td></tr><tr><td>甲山・三原線</td><td>中国バス</td><td>甲山営業所</td><td>三原駅前</td></tr><tr><td>深線</td><td>中国バス・鞆鉄道</td><td>三原駅前</td><td>如水館前（深下組）</td></tr><tr><td>如水館線</td><td>中国バス・鞆鉄道・おのみちバス</td><td>金丸車庫</td><td>如水館前</td></tr><tr><td>福地線</td><td>鞆鉄道</td><td>三原駅前</td><td>登山口（上福地）</td></tr></tbody></table>		路線名	運行主体	運行区間		起点	終点	頼兼線	芸陽バス	三原駅前	県立広島大学	田野浦線	芸陽バス	三原営業所	青葉台	竹原・三原線	芸陽バス	三原営業所	中通	幸崎線	芸陽バス	三原営業所	久津公民館	本郷線（2号線経由）	芸陽バス	三原営業所	三原営業所	本郷線（西野経由）	芸陽バス	三原駅前	本郷駅前	小泉線	芸陽バス	三原営業所	三原営業所	徳良線	芸陽バス	徳良	三原営業所	河内・甲山線	芸陽バス	甲山バイパス東口	河内駅前	甲山・三原線	中国バス	甲山営業所	三原駅前	深線	中国バス・鞆鉄道	三原駅前	如水館前（深下組）	如水館線	中国バス・鞆鉄道・おのみちバス	金丸車庫	如水館前	福地線	鞆鉄道	三原駅前
路線名	運行主体	運行区間																																																										
		起点	終点																																																									
頼兼線	芸陽バス	三原駅前	県立広島大学																																																									
田野浦線	芸陽バス	三原営業所	青葉台																																																									
竹原・三原線	芸陽バス	三原営業所	中通																																																									
幸崎線	芸陽バス	三原営業所	久津公民館																																																									
本郷線（2号線経由）	芸陽バス	三原営業所	三原営業所																																																									
本郷線（西野経由）	芸陽バス	三原駅前	本郷駅前																																																									
小泉線	芸陽バス	三原営業所	三原営業所																																																									
徳良線	芸陽バス	徳良	三原営業所																																																									
河内・甲山線	芸陽バス	甲山バイパス東口	河内駅前																																																									
甲山・三原線	中国バス	甲山営業所	三原駅前																																																									
深線	中国バス・鞆鉄道	三原駅前	如水館前（深下組）																																																									
如水館線	中国バス・鞆鉄道・おのみちバス	金丸車庫	如水館前																																																									
福地線	鞆鉄道	三原駅前	登山口（上福地）																																																									
地域 コミュニティ交通	本郷ふれあいタクシー	・ 本郷地域の高齢者等の移動手段を確保するために，市が運行してきた本郷地域内交通手段を見直し，平成28年10月からドアツードアのデマンド型乗合タクシーの運営を本郷町町内会長連合会が行っている。 ・ 地域内に 3 つの運行エリアを設け平日 3 日（月曜日・水曜日・金曜日），6.0回／日運行しており，運賃は 1 乗車300円である。 ・ 平成30年度の年間利用者数は5,868人である。																																																										
	久井ふれあいバス	・ 久井地域では，通院利用限定の「久井町へき地患者輸送バス」の運行内容を変更し，平成23年10月から誰でも利用できる地域内交通手段として運行している。 ・ 5 路線，週 2 日，2.0回／日運行しており，運賃は 1 乗車200円である。 ・ 平成30年度の年間利用者数は2,883人である。																																																										

地域 コ ミュ ニ ティ 交 通	大和ふれあい タクシー	・大和地域の高齢者等の移動手段を確保するために、ドアツードアのデマンド型乗合タクシーの運営を大和町自治振興連合会が行っている。 ・地域内に3つの運行エリアを設け平日3日（月曜日・水曜日・金曜日）、6.0回／日運行しており、運賃は1乗車300円である。 ・平成30年度の年間利用者数は5,837人である。
	幸崎町渡瀬・ 奥三地区おで かけ号	・幸崎渡瀬（渡瀬地区）及び幸崎能地（奥三地区：相川・平原・行乗）における高齢者等の移動手段を確保するために、デマンド型乗合タクシーの運営を幸崎町町内会連合会が行っている。 ・地域内に2つの運行エリアを設け平日2日（月曜日・金曜日）、2.5回／日運行しており、運賃は1乗車200円である。 ・平成30年度の年間利用者数は2,768人である。
	佐木島循環バ ス	・佐木島内での安定的な移動支援や活性化を図るため、スクールバスを活用した運行形態を見直し、平成27年10月から運行車両を普通自動車に小型化し、島内の任意団体に運行を委託している。 ・佐木港を起終点として島内を循環するルートを週5回（月～金曜日）、1日5便運行しており、運賃は1乗車200円である。 ・平成30年度の年間利用者数は2,161人である。
	八幡町民タク シーさくら号	・利用が低迷する路線バス「御調線」に替わる地域内交通として、平成30年10月からドアツードアのデマンド型乗合タクシーの運営を八幡町内会が行っている。 ・平日3日（月曜日・水曜日・金曜日）、5.5回／日運行しており、運賃は1乗車300円である。 ・運行区域は八幡町全域と尾道市御調町の一部区域である。 ・平成31年3月までの利用者数は432人である。

2. 市民課窓口処理件数

（単位：件）

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
戸 籍 関 係 受 付 (他市町村送付含む)	出生届	1,109	1,028	963
	死亡届	1,661	1,763	1,776
	婚姻届	1,224	1,108	1,116
	その他の届	1,394	1,318	1,325
	計	5,388	5,217	5,180
戸籍謄抄本交付（通数）		31,497	33,306	32,434
住民票交付（通数）		44,572	44,276	42,822
住民票閲覧		452	852	673
個人番号カード		9,935	1,762	2,256
印 鑑 証 明	登録	3,065	2,988	3,087
	証明書交付（通）	25,215	23,964	23,061
税務証明書交付（通）		9,769	9,185	7,963
その他諸証明書交付		1,501	1,498	1,348
転 入 転 出 等 受 付	転入届	2,231	2,088	2,283
	転出届	2,424	2,380	2,537
	転居届	1,676	1,632	1,725
	その他の届	1,303	1,047	1,022
	計	7,634	7,147	7,567
火葬許可書		1,318	1,372	1,412
斎場・火葬場使用許可（市営）		1,132	1,233	1,212
旅 券 事 務	申請	2,067	2,046	2,242
	交付	2,078	2,019	2,242

※ 件数には、各支所取扱い分を含む

3. 戸籍関係の届け出

このようなとき	届出に必要なもの	内容及び必要事項	届出場所	備考
出生届 (生まれた日を含めて14日以内)	1. 出生届書 2. 印鑑 3. 母子健康手帳	1. 届書1通 (右側の欄に医師等の証明があるもの) 2. 届出人の印鑑 3. 妊娠届出を市(区町村)に提出した際に交付されたもの	子どもの本籍地、 届出人の所在地又は 出生地の市区町村	子どもの名は常用漢字表・ 戸籍法施行規則別表2に掲 げる漢字、カタカナ、ひら がなを用いてください。 土曜日、日曜日、祝祭日も 受付しますが、母子健康手 帳の証明、児童手当、乳幼 児医療、国民健康保険への 加入はあらためて手続きし てください。
死亡届 (死亡の事実を知った日を含めて7日以内)	1. 死亡届書 2. 印鑑	1. 届書1通 (右側の欄に医師の死亡診 断書が検案書があるもの) 2. 届出人の印鑑	死亡者の本籍地、 届出人の所在地ま たは死亡地の市区 町村	後見人、保佐人、補助人お よび任意後見人が届出をす る時は、その資格を証明す る登記事項証明書等が必要 です。 三原市の火葬場を利用され るときは、一緒に手続きを してください。
婚姻届	1. 婚姻届書 2. 印鑑 3. 戸籍謄本 (戸籍全部事 項証明書)	1. 届出書1通 2. 夫・妻それぞれの印鑑 (旧姓) 3. 戸籍謄本1通。本籍地の 市区町村へ届出する場合は 不要です。	夫もしくは妻の本 籍地または所在地 の市区町村	成人の証人2名の署名押印 が必要です。 未成年者の婚姻には、父母 (養子の場合は養父母)の同意 が必要です。 届出人、証人はそれぞれ別 の印鑑を押印してください。
離婚届 (1)協議離婚の 場合	1. 離婚届書 2. 印鑑 3. 戸籍謄本 (戸籍全部事 項証明書)	1. 届出書1通 2. 夫婦それぞれの印鑑 3. 戸籍謄本1通。本籍地の 市区町村へ届出する場合は 不要です。	夫妻の本籍地また は所在地の市区町 村	成人の証人2名の署名押印 が必要です。 届出の時点で婚姻中の氏を そのまま称したい場合は、 離婚届と同時に「離婚の際 に称していた氏を称する届 出」を提出してください。
(2)裁判離婚の 場合 (離婚の調停 成立または審 判・判決の確 定の日を含め て10日以内)	1. 離婚届書 2. 印鑑 3. 戸籍謄本 (戸籍全部事 項証明書) 4. 調書の謄 本等	1. 届出書1通 2. 届出人の印鑑 3. 戸籍謄本1通。本籍地の 市区町村へ届出する場合は 不要です。 4. 調停、和解、認諾調書の 謄本または審判書もしくは 判決書の謄本と確定証明書		証人は必要ありません。 届出の時点で婚姻中の氏を そのまま称したい場合は、 離婚届と同時に「離婚の際 に称していた氏を称する届 出」を提出してください。

4. 印鑑関係の届け出

このようなとき	届け出に必要なもの	内容及び必要事項	届け出場所
印鑑登録 (住民登録をしている市役所でないとできません)。	1. 印鑑登録申請書 2. 印鑑 3. 委任の旨を証する書面 (代理の場合) 4. 本人であることの確認 のできる書類 5. 保証人 (4の証票が無い場合) 6. 照会書	1. 市民課、各支所にあります。 2. 登録しようとする印鑑(一辺の長さ8ミリ以上25ミリ以内の正方形に収まるもの)。 3. 本人自筆のもの。 4. 官公署の発行した写真添付のある本人確認できる書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)。又は在留カード。 5. すでに印鑑登録をしている人が登録申請者が本人であることを保証する書面(登録印と印鑑登録証)。	本庁市民課 各支所 地域振興課
印鑑登録の廃止	1. 印鑑登録関係申請書 2. 印鑑登録証	1. 市民課、各支所にあります。 2. 代理人のときは、委任の旨を証する書面と本人確認できる書類。	同上
印鑑登録証明	1. 印鑑登録証明書交付申請書 2. 印鑑登録証	1. 市民課、各支所にあります。	本庁市民課、 各支所地域振興課
(備考) 1. 印鑑登録者に印鑑登録証を交付します。 2. 印鑑登録証明書の請求時に登録印鑑の持参は必要ありません。 3. 15歳未満の者と成年被後見人は印鑑登録はできません。 4. 代理人は15歳未満の者と成年被後見人はなれません。 5. 他市町村に転出されたときは、登録は抹消されます。 6. 上記印鑑登録の際に、本人であることの確認できるもの、保証人がない場合でも印鑑登録はできます。			

5. 住民基本台帳の届け出

このようなとき	届け出に必要なもの	内容及び必要事項	届け出場所
市外へ転出するとき	1. 印鑑 2. 国保被保険者証 3. 後期高齢者医療被保険者証 4. 介護保険被保険者証 5. 住民基本台帳カード 6. マイナンバーカード	1. 届出人のもの。 2. 国保の加入者のみ。 3. 後期高齢者医療被保険者のみ。 4. 介護保険被保険者証所有者のみ。 5. 住民基本台帳カード所有者のみ。 6. マイナンバーカード所有者のみ。	本庁市民課 各支所 地域振興課
市外から転入したとき（転入した日から14日以内）	1. 印鑑 2. 転出証明書 3. 国保被保険者証 4. 国民年金手帳 5. 後期高齢者医療被保険者証 6. 介護保険受給資格証明書 7. 住民基本台帳カード 8. 在留カード又は特別永住者証明書 9. マイナンバーカード	1. 届出人のもの。 2. 前住所地の市町村で発行したもの。 3. すでに国保の加入世帯で国保に入るときだけ。 4. 第1号被保険者のみ。 5. 後期高齢者医療被保険者のみ。 6. 介護保険の認定者のみ。 7. 転入届の特例、継続利用（※）の手続きの場合のみ。 8. 外国人住民のみ。 9. マイナンバーカード所有者のみ。	同上
市内で転居したとき（転居した日から14日以内に）	1. 印鑑 2. 国保被保険者証 3. 後期高齢者医療被保険者証 4. 介護保険被保険者証 5. 住民基本台帳カード 6. 在留カード又は特別永住者証明書 7. マイナンバーカード	1. 届出人のもの。 2. 国保の加入者のみ。 3. 後期高齢者医療被保険者のみ。 4. 介護保険被保険者証所有者のみ。 5. 住民基本台帳カード所有者のみ。 6. 外国人住民のみ。 7. マイナンバーカード所有者のみ。	同上
世帯主の変わったとき（変更があった日から14日以内に）	1. 印鑑 2. 国保被保険者証 3. 後期高齢者医療被保険者証	1. 届出人のもの。 2. 国保に加入している世帯のみ。 3. 後期高齢者医療被保険者のみ。	同上
・選挙の登録手続きは住民基本台帳の届け出によりすべて市が処理します。 ・転入・転出届等により通学区の変更があるときは本庁市民課・各支所地域振興課において教育委員会へ行くよう案内します。			

※虚偽の申請届出を防止するため、届出人について本人確認ができる証明書（運転免許証、パスポートなど官公署が発行した顔写真が貼付されたもの）等の提示をお願いしています。

※マイナンバーカード及び住民基本台帳カードの交付を受けている方について、転出予定日から30日経過しても最初の転入届を行わない場合、また、最初の転入届を提出してから90日経過しても継続利用処理を行わない場合、継続利用は不可となります。

※本人又は、同一世帯員でない方が手続きされる場合は、委任状と代理人の印鑑が必要となります。

6. 個人番号カード（マイナンバーカード）の利用場面（機能）について

個人番号カード（マイナンバーカード）の利用場面（機能）には次のようなものがあります。

(1) カード券面による利用

表面は金融機関等本人確認の必要な窓口において身分証明書として、また裏面は個人番号の提示を求められた際に使用できます。

就職、公的保険手続き、災害等の多くの場面で個人番号の提示が必要となります。

その際に、個人番号カード（マイナンバーカード）であれば一枚で番号確認と本人確認が可能

(2) 電子証明書の利用

カードには、ICチップに、公的個人認証サービスによる電子証明書が標準的に搭載されます（初回発行手数料は無料です。）。

(3) ICチップの空き領域の利用

個人番号カード（マイナンバーカード）のICチップの空き領域は、市町村等が条例で定めるところにより独自サービスが可能となります。

※公的個人認証サービス

様々な行政手続きをインターネットを通じて行う際に、他人による「なりすまし申請」や通信途中でのデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段です。

公的個人認証サービスによる電子証明書には、「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」の2種類があります。

・「署名用電子証明書」：氏名、住所、生年月日、性別の4情報が記載され、e-Taxの確定申告など電子文書を送信する際に使用できます。

・「利用者証明用電子証明書」：マイナポータルやコンビニ交付の利用時等、本人であることを証明する際にその手段として使用できます。

7. 登録型本人通知制度

住民票等の不正請求や不正取得の抑止及び個人の権利の侵害の防止を図ることを目的に、事前に登録した人の住民票等の写しを本人以外の第三者に交付した場合に、その交付した事実を登録者に郵送でお知らせする制度です。平成30年度までの登録者数は441人です。

8. 国民年金

(1) 沿革

ア. 制度の発足	昭和36年4月1日
イ. 付加年金制度の導入	昭和45年10月1日
ウ. 年金受給者の発生	昭和46年4月1日
エ. 物価スライド制の導入	昭和49年1月1日
オ. 外国人適用	昭和57年1月1日
カ. 基礎年金制度の導入	昭和61年4月1日
キ. 学生の強制適用	平成3年4月1日
ク. 地域型国民年金基金の設立	平成3年5月1日
ケ. 基礎年金番号の導入	平成9年1月1日
コ. 学生納付特例制度導入	平成12年4月1日
サ. 印紙検認事務の廃止	平成14年4月1日
シ. 全額・半額の申請免除制度の導入	平成14年4月1日
ス. 特別障害給付金制度の創設	平成17年4月1日
セ. 若年者に対する納付猶予制度の創設	平成17年4月1日
ソ. 口座振替早収割引制度の導入	平成17年4月1日
タ. 多段階免除制度の導入	平成18年7月1日
チ. 免除等に係る遡及期間の見直し	平成26年4月1日
ツ. 納付猶予制度の該当年齢の見直し	平成28年7月1日
テ. 老齢基礎年金の受給資格期間の短縮	平成29年8月1日
ト. 個人番号による年金関連の届出開始	平成30年3月5日

(2) 国民年金保険料

イ. 定額保険料	月額 16,340円（平成30年度）	月額 16,410円（令和元年度）
ロ. 付加保険料	月額 400円（平成30年度）	月額 400円（令和元年度）

(3) 福祉年金受給状況

（単位：人，千円）

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
老 齢 福 祉 年 金	人 数	1	0	0
	受給額	399	0	0
遺 族 基 礎 年 金	人 数	0	0	0
	受給額	0	0	0
障 害 基 礎 年 金	人 数	949	953	945
	受給額	807,870	812,946	806,653
合 計	人 数	950	953	945
	受給額	808,269	812,946	806,653

(4) 拠出年金受給状況

(単位：人，千円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
障 害 年 金	人 数	61	55	49
	受給額	52,851	47,342	41,887
障 害 基 礎 年 金	人 数	403	402	402
	受給額	333,494	334,517	336,898
母 子 年 金	人 数	0	0	0
	受給額	0	0	0
遺 児 年 金	人 数	0	0	0
	受給額	0	0	0
遺 族 基 礎 年 金	人 数	24	28	29
	受給額	16,917	19,057	20,167
寡 婦 年 金	人 数	12	9	9
	受給額	5,072	3,808	3,528
老 齢 年 金	人 数	754	630	509
	受給額	429,117	359,683	294,941
5 年 年 金	人 数	7	7	7
	受給額	2,823	2,821	2,821
通 算 老 齢 年 金	人 数	813	684	573
	受給額	188,923	157,530	133,028
老 齢 基 礎 年 金	人 数	28,578	29,415	29,860
	受給額	19,977,882	20,454,473	20,765,961
死 亡 一 時 金	人 数	24	16	20
	受給額	3,347	24,201	2,675
合 計	人 数	30,676	31,246	31,458
	受給額	21,010,426	21,403,432	21,601,906

(5) 拠出年金業務状況

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
加 入 者	1号被保険者	9,023人	8,595人	8,442人
	3号被保険者	6,038人	5,772人	5,560人
	任意加入者	167人	148人	145人
	合計	15,228人	14,515人	14,147人
付加年金加入者		494人	473人	458人
免 除 者	申請免除者	1,823人	1,666人	1,759人
	法定免除者	958人	939人	945人
	合計	2,781人	2,605人	2,704人
	免除率	30.8%	31.1%	32.0%
保 険 料	定額保険料	16,260円	16,490円	16,340円
	付加保険料	400円	400円	400円
	保険料納付額	463,513,690円	427,266,700円	432,669,610円

(6) 拠出年金額の改正経過

(単位：円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
5 年年金		403,400	403,000	403,000
満額老齢基礎年金（新法）		780,100	779,300	779,300
障害年金 （旧法）	1 級	975,125	974,125	974,125
	2 級	780,100	779,300	779,300
障害年金 （新法）	1 級	975,125	974,125	974,125
	2 級	780,100	779,300	779,300
遺族基礎年金（新法）		1,004,600	1,003,600	1,013,600
寡婦年金		夫の受給額の 3 / 4	夫の受給額の 3 / 4	夫の受給額の 3 / 4
死亡一時金		120,000~320,000	120,000~320,000	120,000~320,000

(7) 福祉年金額の改正経過

(単位：円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
老齢福祉年金		399,700	339,300	399,300
障害基礎年金	1 級	975,125	974,125	974,125
	2 級	780,100	779,300	779,300
遺族基礎年金		1,004,600	1,003,600	1,013,600

9. 市民相談

(1) 一日総合相談室開設状況

(単位：件)

年 度 参加機関		平成28年度 (1回実施)	平成29年度 (1回実施)	平成30年度 (1回実施)
国の機関	中国四国管区行政評価局	5	6	3
	広島法務局尾道支局	4	5	2
市・その他	広島司法書士会尾道支部	13	13	18
	広島県土地家屋調査士会尾道支部	3	0	3
	広島行政書士会三原支部 (H26年度から参加)	7	5	6
	三原市心配ごと相談所	1	4	4
	三原市消費生活センター	1	2	0
	三原市	3	1	6
	広島県マンション管理士会東部支部	0	1	0
	尾道民事調停協会	—	4	1
	尾道人権擁護委員	0	1	1
合 計		37	42	44

(2) 無料法律相談

開催回数 年15回

相談者数 1回につき10名程度

予約方法 相談日の属する月の5日（土、日、休日の場合は翌開庁日）の8時30分から予約受付開始

10. 交通事故発生状況（高速を除く）

(単位：件、人)

区 分	平成28年			平成29年			平成30年		
	件 数	死 者	負傷者	件 数	死 者	負傷者	件 数	死 者	負傷者
車対車	281	0	375	269	0	354	160	1	219
人対車	36	1	36	26	1	26	27	2	26
車単独	19	0	22	17	1	19	4	0	4
踏 切	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	336	1	433	312	2	399	191	3	249

11. 交通指導員配置

平成31.4.1 現在 (単位：人)

学 校 区	人 員	学 校 区	人 員
糸 崎 小 学 校 区	1	本 郷 小 学 校 区	2
木 原 小 学 校 区	1	本 郷 西 小 学 校 区	2
中 之 町 小 学 校 区	1	久 井 小 学 校 区	2
深 小 学 校 区	1	大 和 小 学 校 区	4
沼 田 東 小 学 校 区	1		
沼 田 西 小 学 校 区	1		
幸 崎 小 学 校 区	1		
田 野 浦 小 学 校 区	1	合 計	18

12. 防犯灯設置状況

平成31.4.1 現在 (単位：灯)

管理区分 \ 地域区分	三原地域	本郷地域	久井地域	大和地域	合 計
市管理分	913	493	561	455	2,422
土木管理課管理分 (※1)	555	243	264	346	1,408
各防犯灯担当課管理分 (※2)	358	250	297	109	1,014
(上記のうち子ども安全灯)	(22)	(1)	(11)	(11)	(45)
町内会等地元管理分	4,935	832	124	537	6,427
合 計	5,848	1,325	685	992	8,849

※1 国道・県道・幹線市道に設置した防犯灯

※2 集落間及び公共施設に設置した防犯灯

13. 三原市斎場

所在地 三原市八坂町229番地

敷地面積 3,835㎡

建築面積 634.2㎡（斎場577.5㎡ 管理棟56.7㎡）

工事費 99,637,000円

財源内訳 一般財源 1,720,000円

起 債 93,900,000円

国庫補助 4,017,000円

竣 工 昭和49年 8 月31日（供用開始 昭和49年10月 1 日）

構 造 鉄筋コンクリート造平屋建

火葬能力 火葬炉 5 基 汚物炉 1 基

(増 改 築)

建築面積 123.8㎡

工事費 84,938,000円

竣 工 平成 6 年 3 月

構 造 鉄骨造平屋建

使用料 無料（ただし、三原市以外に住所を有していた者の死体等の火葬であり、かつ利用者が三原市以外に住所を有する者の場合は次の表による）

(単位：円)

区 分		単 位	使 用 料
死体の火葬	12歳以上のもの	1 体 に つ き	18,400
	12歳未満のもの	1 体 に つ き	11,500
死産児火葬		1 胎 に つ き	5,750
手術肢体の焼却		1 個又は1辺の長さが30センチメートル未満の立方体に納まる大きさのもの	2,300（～令和元.9.30） 2,340（令和元.10.1～）
胞衣焼却		1 個 に つ き	2,300（～令和元.9.30） 2,340（令和元.10.1～）

14. 三原市本郷斎場（平成30年 7 月豪雨災害による被害のため利用停止中）

所在地 三原市本郷町船木1595番地

敷地面積 2,996㎡

建築面積 153.5㎡（管理施設23.5㎡，待合室130.0㎡）

竣 工 昭和58年 8 月

構 造 鉄筋コンクリート造平屋建

火葬能力 火葬炉 2 基

使用料 三原市斎場と同様

15. 鷺浦火葬場

所 在 地 三原市鷺浦町須波3252番地 1
敷 地 面 積 305.16m²
建 築 面 積 57.41m²
竣 工 昭和32年 4 月
構 造 木造平屋建
火 葬 能 力 火葬炉 1 基
使 用 料 三原市斎場と同様

16. 世羅三原斎場組合

○ やすらぎ苑

所 在 地 世羅郡世羅町大字寺町10146番地39
敷 地 面 積 22,156.48m²
建 築 面 積 687.71m²
竣 工 平成 2 年 8 月
大規模改修 平成30年 3 月
構 造 鉄筋コンクリート造平屋建
火 葬 能 力 火葬炉 3 基
使 用 区 域 三原市久井町
使 用 料 使用区域内の者は三原市が負担（使用区域外の者は次の表による）

(単位：円)

区 分		単 位	使 用 料
死体の火葬	12歳以上のもの	1 体 に つ き	30,000
	12歳未満のもの	1 体 に つ き	30,000
死 産 児 火 葬		1 胎 に つ き	20,000
手 術 肢 体 の 焼 却		1 人 の 肢 体 に つ き	20,000

○ 西和苑

所 在 地 世羅郡世羅町大字小国11086番地 2
敷 地 面 積 6,708.99m²
建 築 面 積 284m²
竣 工 昭和49年 3 月
構 造 木造平屋建
火 葬 能 力 火葬炉 2 基
使 用 区 域 三原市大和町
使 用 料 やすらぎ苑と同様

17. 人権文化センター

(1) 三原市人権文化センター

所在地 三原市長谷一丁目6番1号

敷地面積 2,677.91㎡

建築面積 743.38㎡ (延床面積 1,071.52㎡)

工事費 150,473,000円

竣工 昭和48年3月11日(別館 昭和53年11月30日, 新館 昭和61年1月29日,
本館大規模改修 平成12年11月30日)

構造 鉄筋コンクリート造(本館2階建一部塔屋・新館1階建・別館1階建)

鉄骨造(車庫A 1階建・車庫B 1階建)

規 模	床 面 積	備 考
本 館 1 階	325.00㎡	事務室51.07㎡, 相談室18.79㎡, 会議室62.65㎡, 調理室 43.85㎡, 研修室20.00㎡, 子ども会室29.25㎡, ホール・トイレ他99.39㎡
本 館 2 階	357.35㎡	大会議室158.60㎡, 和室53.00㎡, 資料室17.5㎡, 浴室12.00㎡, 倉庫16.22㎡, ホール・トイレ他100.03㎡
本 館 3 階	58.76㎡	ギャラリー24.51㎡, 倉庫17.50㎡, 階段室他16.75㎡
新 館	78.00㎡	会議室78.00㎡
別 館	76.86㎡	西別館34.93㎡, 東別館41.93㎡
車 庫 A	59.63㎡	車庫兼倉庫59.63㎡
車 庫 B	115.92㎡	車庫兼倉庫115.92㎡

開館時間 午前8時30分から午後9時まで

休 館 日 土曜日, 日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日並びに12月29日から翌年1月3日まで

使用料 (単位: 円)

区 分	1時間当たりの使用料
会 議 室	70
調 理 室	110
研 修 室	30
和 室	30
大会議室	230
新 館	160
西 別 館	160
東 別 館	160

備考 冷暖房を使用する場合には, 1時間当たりの使用料は, この表に定める額にその2割の額を加算した額とする。この場合, 加算後の額に10円未満の端数が生じたときは, これを切り捨てる。

事業内容

区 分	内 容
社会調査及び研究事業	先進地視察研修, アンケート調査等
相 談 事 業	人権・生活相談等
啓発・広報活動事業	人権講演会, センターだより, ポスター, チラシ, 掲示板, 人権啓発パネル展等
地 域 交 流 事 業	書道, 生花, ピアノ, 太極拳, 絵手紙, パソコン, 卓球, カラオケ, 吹奏楽, 健康マージャン教室, 文化祭, 夕涼みコンサート, アニメ上映等
周辺地域巡回事業	人権講座等
地 域 福 祉 事 業	健康教室, ふれあいサロン, 料理教室等

利用状況

区分	年度	平成29年度	平成30年度
件数		2,216	1,542
人員		27,447	21,353

(2) 三原市本郷人権文化センター

所在地 三原市本郷北三丁目16番10号
敷地面積 985.26㎡
建築面積 229.58㎡（延建築面積384.38㎡）
工事費 74,115,200円
竣工 昭和56年3月14日
構造 鉄筋コンクリート造2階建
規模

床面積	備 考
本館1階 229.58㎡	調理室38.70㎡，図書資料室21.10㎡，多目的利用室30.96㎡，相談室10.30㎡，事務所25.37㎡，ホール・トイレ他103.15㎡
本館2階 154.80㎡	会議室115.75㎡，倉庫他39.05㎡

開館時間 午前8時30分から午後9時30分まで

休館日 土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日並びに12月29日から翌年1月3日まで

使用料

(単位：円)

区 分	1時間当たりの使用料
調理室	110
多目的利用室	30
会議室	160

備考 冷暖房を使用する場合には，1時間当たりの使用料は，この表に定める額にその2割の額を加算した額とする。この場合，加算後の額に10円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てる。

事業内容

区 分	内 容
社会調査及び研究事業	先進地視察研修，アンケート調査等
相談事業	人権・生活相談等
啓発・広報活動事業	センターだより，人権講演会，人権啓発パネル展等
地域交流事業	ふれあい交流事業（慰霊祭・グラウンドゴルフ大会） パソコン，料理，絵手紙，気功，生花，カラオケ，ギター，オカリナ， 識字，英会話教室
周辺地域巡回事業	人権講座等
地域福祉事業	高齢者創作活動等事業（健康相談，高齢者の集い，健康体操，創作活動，世代間交流）

利用状況

区分	年度	平成29年度	平成30年度
件数		747	779
人員		7,870	9,085

(3) 三原市大和人権文化センター

所在地 三原市大和町下徳良107番地1
敷地面積 1,200.00㎡
建築面積 296.00㎡（延建築面積544.20㎡）
工事費 113,090,000円
竣工 昭和55年3月20日（大規模改修 平成12年11月10日）
構造 鉄筋コンクリート造2階建
規模

床面積		備 考
1階	254.00㎡	会議室 27.20 ㎡, 相談室 16.00 ㎡, 倉庫 15.80 ㎡, シャワー室 3.40 ㎡, エレベーター 4.60 ㎡, 調理室 47.00 ㎡, 事務室 17.80 ㎡, 教養娯楽室（和室）27.50 ㎡, 物入れ 8.30 ㎡, トイレ 22.70 ㎡, 玄関・ホール他 63.70 ㎡
2階	290.20㎡	第1学習室35.20㎡, 第2学習室27.20㎡, クラブ室（和室）27.00㎡, 集会室130.20㎡, トイレ25.60㎡, エレベーター4.60㎡, 廊下・階段他40.40㎡

開館時間 午前8時30分から午後10時まで

休館日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日並びに12月29日から翌年1月3日まで

使用料 (単位：円)

区 分	1時間当たりの使用料
集 会 室	230
会 議 室	30
第 一 学 習 室	30
第 二 学 習 室	30
教養娯楽室（和室）	30
ク ラ ブ 室（和室）	30
調 理 室	110

備考 冷暖房を使用する場合においては、1時間当たりの使用料は、この表に定める額にその2割の額を加算した額とする。この場合、加算後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

事業内容

区 分	内 容
社会調査及び研究事業	先進地視察研修、アンケート調査等
相 談 事 業	人権・生活相談等
啓発・広報活動事業	人権講演会、人権啓発パネル・写真展、センターだより
地 域 交 流 事 業	舞踊、料理、生花、オカリナ等
周辺地域巡回事業	人権講座等
地 域 福 祉 事 業	くらしの相談会、地区代表者会議

利用状況

区分 \ 年度	平成29年度	平成30年度
件 数	432	434
人 員	6,402	5,809

18. 明神会館

所在地	三原市明神一丁目7番1号
敷地面積	1,579.97㎡
建築面積	406.025㎡（延床面積723.17㎡）
工事費	86,354,000円
竣工	昭和54年3月（別館 平成10年3月）
構造	鉄筋コンクリート造
開館時間	9：00～21：00
休館日	12月29日から1月3日
主な施設	本館 研修室，和室研修室，調理研修室，大集会室 別館 創作室，和室，陶芸教室，窯場

講座の案内

講座名	開催曜日・時間等
書道	第1・3火曜日 19時30分～21時
生花（池坊）	第2・4木曜日 19時30分～21時
陶芸	金曜日 10時～15時
太極拳	水曜日 19時～20時30分
こころとからだをほぐすリラックスヨガ	第4日曜日 13時30分～15時
温めるヨガ・ゆるめるヨガ	第2月曜日 10時30分～11時30分
ゆうゆうチャイルドクラブ	明神放課後児童クラブ（定員70人） 明神第2放課後児童クラブ（定員25人） 明神第3放課後児童クラブ（定員20人）

利用状況

区分 \ 年度	平成29年度	平成30年度
件数	1,111	1,062
人員	55,467	47,262

19. 公害

(1) 公害苦情の種類別受付状況

(単位：件)

区 分	(野 焼 き を 含 む) 大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	廃 棄 物 投 棄	そ の 他	合 計
平成28年度	14	1	0	4	0	0	5	34	2	60
平成29年度	19	0	0	2	0	0	2	30	0	53
平成30年度	15	1	0	2	0	0	3	12	2	35

(2) 降下ばいじん量測定結果（デポジットゲージ法）

(単位：t / km² / 月)

測 定 場 所	区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
木原小学校	木原三丁目	1.2	1.0	廃止
糸崎小学校	糸崎五丁目	0.8	0.7	廃止
三原市役所	港町三丁目	0.9	0.7	1.5
和田公民館	和田二丁目	0.9	0.7	廃止
中之町保育所	中之町一丁目	1.0	0.9	廃止
人権文化センター	長谷一丁目	1.0	0.9	廃止
本郷支所	本郷南六丁目	1.0	0.9	1.1
幸崎中学校	幸崎能地三丁目	1.1	0.9	廃止
旧八幡小学校	八幡町	1.1	0.8	廃止
高坂町コミュニティホーム	高坂町	0.9	0.8	廃止
くい文化センター	久井町	1.0	0.8	0.9
大和文化センター	大和町	0.9	0.8	0.8
平 均		1.0	0.8	1.1

(3) 二酸化窒素濃度測定結果（NG-KN-S法）

(単位：ppb)

測 定 場 所	区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
木原小学校	木原三丁目	6.9	7.2	廃止
糸崎小学校	糸崎五丁目	9.3	8.9	廃止
三原市役所	港町三丁目	10.0	9.6	8.7
和田保育所	和田二丁目	7.3	7.1	廃止
中之町保育所	中之町一丁目	7.3	7.0	廃止
人権文化センター	長谷一丁目	7.3	7.1	廃止
本郷支所	本郷南六丁目	11.7	10.6	9.1
幸崎中学校	幸崎能地三丁目	6.0	5.4	廃止
旧八幡小学校	八幡町	10.9	10.1	廃止
高坂町コミュニティホーム	高坂町	5.5	5.3	廃止
くい文化センター	久井町	2.8	3.0	2.5
大和文化センター	大和町	3.5	2.8	2.4
平 均		7.4	7.0	5.7

(4) 二酸化硫黄濃度測定結果（小型サンプラー法）

（単位：ppb）

測 定 場 所	区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
木原小学校	木原三丁目	3.9	4.1	廃止
糸崎小学校	糸崎五丁目	3.8	3.9	廃止
三原市役所	港町三丁目	4.2	4.5	4.2
和田公民館	和田二丁目	3.8	4.0	廃止
中之町保育所	中之町一丁目	3.7	4.0	廃止
人権文化センター	長谷一丁目	3.5	3.8	廃止
本郷支所	本郷南六丁目	3.5	3.9	3.4
幸崎中学校	幸崎能地三丁目	3.9	4.3	廃止
旧八幡小学校	八幡町	3.3	3.5	廃止
高坂町コミュニティホーム	高坂町	3.4	3.6	廃止
くい文化センター	久井町	3.4	3.7	3.4
大和文化センター	大和町	3.5	3.8	3.5
平 均		3.7	3.9	3.6

(5) 平成30年度沼田川水域水質測定結果表（年平均）

測定項目 測定点	水素イオン 濃度 pH	溶存酸素 DO (mg/ℓ)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	化学的酸素 要求量 COD (mg/ℓ)	浮遊物質 SS (mg/ℓ)
松江橋（梨和川）	7.6	9.5	1.4	3.9	5
佛通寺（仏通寺川）	7.6	10.0	0.8	3.2	2
仏通寺川合流前（小坂川）	8.1	10.0	1.3	4.5	3
相川川合流点（畑岡川）	8.0	9.6	1.3	3.5	3
恵下谷墓園上手（恵下谷川）	7.8	10.0	0.8	2.5	<1
駒ヶ原橋下（河原谷川）	7.9	10.0	0.8	2.4	3

20. ごみ処理（平成31年4月1日現在）

収集人口 95,053人 世帯 43,780世帯 面積 470.98km²

(1) ごみ処理施設

①-1 三原市清掃工場

所在地	三原市八坂町10227番地
敷地面積	80,600m ²
建築面積	2,341.3m ²
建設年月日	平成11年4月1日
建設費	5,683,480千円
機種	往復動形連続燃焼式焼却炉
焼却能力	180t/日
職員数	26人（内訳：職員9名＋運転業務委託職員17名）

①-2 三原市ストックヤード

建築面積	194.37m ²
建築年月日	平成24年3月30日
貯留品目	新聞紙、雑誌、雑がみ、段ボール、古着類

② 三原市一般廃棄物最終処分場

所在地	三原市八坂町10227番地
埋立施設	
埋立面積	22,000m ²
埋立容量	163,000m ³
遮水シート	アスファルト吹き付け＋ゴムシート

浸出水処理施設

敷地面積	500m ²
建築面積	295.24m ²
処理能力	50m ³ /日
処理方式	浸出水 回転円盤方式＋凝集沈殿＋砂ろ過＋滅菌 汚泥 重力式濃縮＋遠心脱水機
建設年月日	平成10年4月1日
建設費	1,615,021千円
職員数	3人（最終処分場整備作業業務委託）

③ 不燃物処理工場

名称	三原広域市町村圏事務組合不燃物処理工場
構成市町	三原市、世羅町（1市1町）
人口	109,828人（平31.3.31現在）
所在地	三原市久井町坂井原11358番地66
敷地面積	60,337.24m ²
建築面積	2,009.08m ²
建設年月日	昭和49年8月1日

建設費	167,780千円
機種	金属圧縮機（平成22年3月更新）
	分別処理（ベルトコンベアー方式，平成5年8月選別ライン増設）
処理能力	圧縮1/6～1/10 50t/5H
	分別処理（コンベアー方式） 30t/8H
平成12年3月	ペットボトル圧縮／結束施設新設
構造	鉄骨造平屋建て亜鉛メッキ鋼板
建築面積	85.49㎡
処理能力	100kg／1H
平成18年3月	容器包装プラスチック圧縮／梱包施設新設
構造	鉄骨造平屋建てスレート葺
建築面積	493.43㎡
処理能力	11 t／5H
平成18年3月	粗大ごみ作業ヤード建築
構造	鉄骨造平屋建てスレート葺
建築面積	81.36㎡
職員数	1人

(2) 収集体制

平成31年4月1日現在

区 域	区 分	車 両
三 原 地 域	直 営	パッカー4t車2台, パッカー2t車4台, ダンプ2t車2台 吸引車(1.5kℓ)1台, 軽四輪車1台
	委 託	パッカー4t車11台, パッカー3t車1台, パッカー2t車3台, ダンプ車2t3台, 軽四輪車2台
本 郷 地 域	委 託	パッカー4t車2台, パッカー3t車2台, ダンプ車3t1台
久 井 地 域	委 託	パッカー4t車2台
大 和 地 域	委 託	パッカー4t車1台, ダンプ車3t1台, ダンプ車2t1台

※重複車両を含む

(3) 平成30年度家庭系ごみ収集量

(単位：トン)

種別 \ 区分	直 営	委 託	計
可 燃 物	2,683	10,121	12,804
不 燃 物	565	2,381	2,946
合 計	3,248	12,502	15,750

(4) 収集区域

① 直営分

平成31年4月1日現在 (単位：世帯, 人)

町 名	世 帯 数	人 数	町 名	世 帯 数	人 数
八 幡 町	340	729	沼 田 西 町	670	1,648
小 坂 町	702	1,398	小 泉 町	895	1,909
宮浦一丁目～六丁目	2,929	6,132	高 坂 町	311	675
長谷一丁目～五丁目	201	433	登 町	6	9
新倉二丁目・三丁目	235	603	沖 浦 町	6	6
沼田一丁目～三丁目	153	308			
沼 田 東 町	2,488	5,985	合 計	8,936	19,835

※世帯数, 人数については平成31年3月31日現在の数値

② 委託分

平成31年4月1日現在（単位：世帯、人）

町 名	世 帯 数	人 数	町 名	世 帯 数	人 数
旭町一丁目・二丁目	278	513	鷺 浦 町	404	686
古浜一丁目～三丁目	310	652	本郷南一丁目～七丁目	1,780	4,284
東町一丁目～三丁目	623	1,242	本郷北一丁目～四丁目	701	1,578
館町一丁目・二丁目	515	1,243	本 郷 町 船 木	775	1,742
城町一丁目～三丁目	1,129	2,492	下北方一丁目・二丁目	183	376
本町一丁目～三丁目	673	1,279	本 郷 町 上 北 方	237	595
港町一丁目～三丁目	588	1,091	本 郷 町 善 入 寺	73	145
西町一丁目・二丁目	582	1,088	本 郷 町 南 方	482	1,106
皆実一丁目～六丁目	1,940	3,829	南方一丁目～三丁目	438	952
宮沖一丁目～五丁目	1,553	3,190	久 井 町 筋 原	52	104
円一町一丁目～五丁目	668	1,438	久 井 町 吉 田	80	187
糸崎一丁目～九丁目	1,857	3,841	久 井 町 江 木	358	714
糸崎南一丁目・二丁目	1	6	久 井 町 下 津	262	594
木原一丁目～六丁目	506	982	久 井 町 泉	143	330
中之町一丁目～九丁目	3,248	7,202	久 井 町 和 草	195	473
中 之 町 南	47	127	久 井 町 羽 倉	258	614
駒 ケ 原 町	27	67	久 井 町 坂 井 原	354	773
西宮一丁目・二丁目	552	1,147	久 井 町 小 林	57	148
西野一丁目～五丁目	1,167	2,598	久 井 町 山 中 野	117	273
頼兼一丁目・二丁目	312	647	久 井 町 土 取	30	76
明神一丁目～五丁目	1,532	3,428	大和町上徳良	222	551
田 野 浦 町	3	4	大和町下徳良	517	1,039
田野浦一丁目～三丁目	404	884	大 和 町 萩 原	181	398
青 葉 台	287	671	大 和 町 福 田	74	186
宗郷一丁目～五丁目	1,395	2,978	大 和 町 篠	36	86
和田一丁目～三丁目	829	1,754	大 和 町 蔵 宗	63	119
貝 野 町	108	230	大 和 町 大 草	407	958
須 波 町	1	1	大 和 町 平 坂	86	209
須波一丁目・二丁目	415	851	大 和 町 姥 ケ 原	6	16
須波西一丁目・二丁目	264	536	大 和 町 和 木	283	708
須波ハイツ一丁目～四丁目	905	1,747	大 和 町 箱 川	119	142
深 町	468	1,073	大 和 町 棕 梨	195	438
新 倉 一 丁 目	191	365	大 和 町 大 具	124	282
幸崎能地一丁目～七丁目	1,600	2,806	大 和 町 上 草 井	51	106
幸 崎 久 和 喜	170	369	大 和 町 下 草 井	61	138
幸 崎 渡 瀬	140	311			
幸 崎 町 能 地	3	10	合 計	34,695	73,818

※世帯数、人数については平成31年3月31日現在の数値

(5) 収集回数

区 域	もやすごみ	もやさないごみ	資源化ごみ	大型ごみ
三原地域	2回／週（ステーション） 3回／週（持ち出し） 1回／週（小佐木島）	2回／月	2回（3回）／月	1回／週
本郷地域	2回／週 3回／週	2回／月	2回（3回）／月	1回／週
久井地域	2回／月	2回／月	2回（3回）／月	1回／週
大和地域	2回／月	2回／月	2回（3回）／月	1回／週

(6) 生ごみ減量対策協力者報償金事業

目 的

生ごみ処理容器（以下「容器」という。）及び電動式生ごみ処理機（以下「処理機」という。）を設置することにより，市内の各世帯から排出される生ごみの減量化及び資源化に協力し，生活環境の保全，公衆衛生の向上に資するため，容器及び処理機設置者に対し報償金を交付する。

報償対象者

市内に居住する世帯で市の指定する容器及び処理機を購入し，生ごみ処理を行う者。

ただし，容器は1世帯2個，処理機は1世帯1台までを対象とする。

報償基準額

容器1個又は処理機1台につき，それぞれ当該購入価格（税抜）の2分の1以内の額とする。

ただし，1個（台）あたりの額は，容器3,000円，処理機20,000円を限度とする。

平成30年度報償金交付実績

区 分	件 数	報 償 金 額
容 器	46	117,685円
処理機	42	800,522円

(7) 古紙等資源集団回収事業

目 的

廃棄物の再利用を促進し、その減量化を図るため資源として再利用できる古紙等の廃棄物を集団により回収を行う団体に対し、予算の範囲内において奨励金を交付する。

交付対象団体

町内会、自治会、P T A、子ども会、女性会、老人クラブ等の市内の団体で、原則として年度内3回以上の古紙等資源回収を実施し、市長が認めたもの。

奨励金の額

回収した古紙等、資源の重量1キログラムにつき7円を乗じて得た額。

ただし、10円未満の額は切り捨て。

平成30年度実績

区 分	数 量 (kg)	交付金額 (円)
新 聞	719,377	5,034,460
雑 誌	256,323	1,793,850
ア ル ミ 缶	37,522.8	262,600
古 布	41,089	287,560
段 ボ ー ル	220,135	1,540,590
雑 が み	370	2,590
合 計	1,274,816.8	8,921,650

(延838団体)

21. し尿処理

(1) 手数料

① 旧三原市・旧本郷町

平31.4.1 現在

人頭制	基本料（収集1回につき）		455円
	人頭割（世帯人員1人につき月額）		455円
	無臭便槽（収集1回につき）		170円
	簡易水洗（世帯人員1人につき月額）		840円
	距離加算（収集車から便槽までの距離）	60m以上100m未満 100m以上	155円 310円
従量制	1リットルまでごとに		13円40銭
	距離加算（収集車から便槽までの距離）	60m以上100m未満 100m以上	155円 310円
	仮設便槽加算（1ヶ所1回につき）		2,850円

※ 一般家庭は人頭制，一般家庭以外の事業所等は従量制によって算定します。

② 旧久井町

平31.4.1 現在

人頭制	基本料（収集1回につき）		685円
	人頭割（世帯人員1人につき月額）		685円
	無臭便槽（収集1回につき）		170円
	簡易水洗（世帯人員1人につき月額）		840円
	距離加算（収集車から便槽までの距離）	60m以上100m未満 100m以上	155円 310円
従量制	1リットルまでごとに（収集単位は収集車1目盛18リットル）		20円25銭
	距離加算（収集車から便槽までの距離）	60m以上100m未満 100m以上	155円 310円
	仮設便槽加算（1ヶ所1回につき）		2,850円

③ 旧大和町

平31.4.1 現在

人頭制	基本料（収集1回につき）		805円
	人頭割（世帯人員1人につき月額）		805円
	無臭便槽（収集1回につき）		170円
	簡易水洗（世帯人員1人につき月額）		840円
	距離加算（収集車から便槽までの距離）	60m以上100m未満 100m以上	155円 310円
従量制	1リットルまでごとに（収集単位は収集車1目盛18リットル）		23円68銭
	距離加算（収集車から便槽までの距離）	60m以上100m未満 100m以上	155円 310円
	仮設便槽加算（1ヶ所1回につき）		2,850円

(2) 汲取業者と収集車両

平31.4.1 現在

業者数	収 集 車 両				
	車 別	容量 (kℓ/台)	台数	1 台の 1 日収集可能回数	1日収集能力 (kℓ)
8	バキューム車	10.7	1	2	21.4
		10.6	1	2	21.2
		10.0	1	2	20.0
		7.2	2	2	28.8
		4.9	1	3	14.7
		3.7	6	3	66.6
		3.6	5	3	54.0
		3.6	1	3	10.8
		3.5	1	3	10.5
		3.4	4	3	40.8
		3.0	11	3	99.0
		2.7	1	3	8.1
		1.8	7	4	50.4
	合 計		42	36	446.3

(3) 三原市汚泥再生処理センター (H25.8.1～)

所 在 地 三原市沼田東町七宝254番地

敷地面積 4,005㎡

建築面積 1,146.35㎡ (延床面積 2,922.95㎡)

総 工 費 1,764,000千円

財源内訳 一般財源 64,920千円

起 債 1,232,900千円

国庫補助 466,180千円

工 期

着 工 平成23年 3 月14日

竣 工 平成25年 7 月31日

処理方式 浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素膜処理方式＋高度処理 (活性炭処理)

処理能力 176kℓ／日

(4) し尿処理状況

三原市汚泥再生処理センター

区 分	年間処理量 (kℓ)	一日処理量 (kℓ)	収集人口 (人)	1 日 1 人処理量 (ℓ)
平成29年度	50,989.1	139.7	56,640	2.47
平成30年度	51,064.9	139.9	52,309	2.67

(5) 小型浄化槽整備事業

① 小型浄化槽設置整備事業

目 的

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、設置者に対し補助金を交付する。

補助対象地域

大和町を除く地域。

下水道整備事業の事業計画に定められた予定処理区を除く地域。

漁業集落排水事業計画区域を除く地域。

大型合併処理浄化槽の既設の区域を除く地域。

補助金額

1. 同一敷地内でみなし浄化槽又は汲み取り便所から小型浄化槽へ転換する場合

5人槽 332,000円, 7人槽 414,000円, 10人槽 548,000円

2. 上記以外の設置の場合

5人槽 166,000円, 7人槽 207,000円, 10人槽 274,000円

平成30年度補助金交付実績

区分	設置条件	補助基数（基）		補助金額（千円）	
5 人槽	1	25	57	8,300	13,612
	2	32		5,312	
7 人槽	1	13	19	5,382	6,624
	2	6		1,242	
10人槽	1	0	0	0	0
	2	0		0	
計		76		20,236	

② 小型浄化槽市町村整備推進事業

目 的

市が設置主体となり浄化槽を整備し、市自らが適正に維持管理を行うことにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び地域公衆衛生の向上を図る。

実施地域

大和町地域（合併前の大和町生活排水処理基本構想（平成12年3月策定）に定められた区域）

実施状況

平成30年度5基設置し、現在496基の小型合併浄化槽を維持管理している。

22. 環境政策

(1) 環境基本計画

平成6年に策定された国の環境基本計画により、地方公共団体には「基本的な環境計画等を策定して施策を総合的かつ計画的に実施すること」が求められている。

このような背景のもと、三原市では環境基本条例第7条により、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画である第1次環境基本計画を平成18・19年度で策定し、計画期間が29年度をもって終了することに合わせて、本市が抱える環境課題を見つめ直し、30年度からの10年間を見据えた第2次環境基本計画を29・30年度で策定した。第2次計画に掲げる望ましい環境像は第1次計画を継承し、「一人ひとりが輝く環境共生都市みはら」とし、その実現に向けて、引き続き市民協働で取組を進めていく。

[地球温暖化対策実行計画]

地球温暖化対策推進法に基づき、三原市役所が事業者・消費者としての立場から、環境に配慮した行動に率先して取り組むことにより、環境への負荷を低減させることを目的として平成18年度に、温室効果ガスの削減目標の設定、目標達成のための取り組みを実行するため三原市役所地球温暖化対策実行計画推進委員会を設置した。

設定した削減目標達成に向け、各年度ごとに温室効果ガス排出量を集計し、その数値を基に削減率を算出し、排出量削減に取り組んでいる。

(2) 環境啓発・教育

① 水辺・海辺教室

水辺の環境を題材とした水生生物の観察に基づく水質調査を通して、川や海の果たしている役割や水質を保全することの重要性を理解することを目的とする。

実施内容

(単位：回，人)

年度	実施回数	実施内容	参加者
28	12	水辺教室（7小学校） 親子水辺教室（本郷町沼田川） 海辺教室（3小学校） 子ども博士講座海辺教室（幸崎久和喜）	422
29	18	水辺教室（11小学校） 親子水辺教室（本郷町沼田川） 海辺教室（4小学校） 子ども博士講座海辺教室（幸崎久和喜）	669
30	14	水辺教室（7小学校） 海辺教室（2小学校） 子ども博士講座海辺教室（幸崎久和喜）	427

② 地域環境マップ作成

市内の環境、自然情報等を集約したマップを作成し、自然保護、環境保全の啓発に努めることを目的とする。

実施内容

(単位：部)

年度	名 称	作 成 部 数
19	「くいの里 一里山の自然 久井―」	6,000
20	「みはらの佐木島 一里海・里山の自然―」	8,500
21	「梨和の里 一里山の自然 本郷―」	10,000
22	「白滝山 一里山の自然 小泉・沼田西―」	10,000
23	「沼田川 汽水域の環境」 「三原瀬戸 海辺の環境」増刷	2,000
24	「みはらの桜山」 ―桜山から鳥になろう―	10,000
25	「やはたの里」 一里山の自然 八幡―	10,000
26	「深の森」 一里山の自然 深町―	10,000
28	「小佐木島」	5,000

③ 環境写真・絵画コンテスト

市民参加により、地域の財産を発見することや、各々の行動を省みることによって、自然保護、環境保全の意識を高めることを目的とする。

実施内容

(単位：点)

年度	応 募 数		賞		
	写真部門	絵画部門	特 選	入 選	特別賞
28	8	812	4	8	27
29	33	686	4	8	26
30	7	744	4	8	23

※ 特別賞は市内企業・団体からの協賛による

④ グリーン購入

環境負荷のできるだけ小さい製品やサービスを率先して購入することにより、環境製品市場の拡大を促すとともに、持続可能な社会の構築に資することを目的とする。

(4) きれいな三原推進事業

空き缶、たばこのポイ捨て等の迷惑行為をなくすため、迷惑行為等の規制及びマナー向上を推進する条例施行に伴い、周知啓発活動を行う。環境美化重点区域と喫煙制限区域を中心として啓発活動や巡視パトロールを実施し、ごみのないきれいなまちの実現に向けて取り組みを進める。

(5) 家庭用燃料電池システム設置費補助事業

市民の環境保全に対する意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、二酸化炭素排出量の削減効果が期待される家庭用燃料電池システム設置者に対して、補助金を交付する。

補助額＝補助対象経費－経済産業省補助金

実施内容

(単位：件、千円)

年度	補助件数	補助金額	上限金額
27	6	600	100
28	20	2,000	100
29	14	980	70
30	16	1,120	70

(6) 合理化事業計画の実施

目 的 下水道の普及により、し尿及び浄化槽汚泥の収集量の減少等、一般廃棄物処理業務等が受ける著しい影響を緩和するため、計画に基づき支援策を実施し、将来にわたり、し尿処理業務の安定と適正な処理を行う。

対象地域 三原・本郷地域

実施期間 平成28年度～令和2年度

実施方法 ① 事業転換のための支援
業務減少量に応じた代替業務の提供

② 転廃交付金の交付

し尿及び浄化槽汚泥の収集の減少量がバキュームカー1台分に達した時点で、転廃業補償金として交付する。